## 京都市告示第449号

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、次のとおり、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消します。

令和6年10月11日

## 京都市長 松井 孝治

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
	事業所番号			
一般社団法人京都	あおぞら円町	京都市右京区花園	放課後等デイ	令和7年
府あおぞら会	2650700079	薮ノ下町3-12	サービス	1月1日

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室) (子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)